

00664

鳥取縣公報

規則

鳥取縣教育委員會規則第一号

教育職員免許法第五條第三項第二十條及び教育職員免許法施行法第二條第二項の規定に基き、教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則を次のように定める。

昭和二十四年十二月二十四日

鳥取縣知事 西尾 愛治
鳥取縣教育委員 会

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行細則

第一章 臨時免許狀

(臨時免許狀の授与)

第一條 教育職員免許法施行法(以下「施行法」という)第二條第一項第三十四号の規定に該当するもののほか次の各号の一に該当する者は小学校、中学校、幼稚園、

本書ノ大キサ、規定規格A五判

昭和二十四年十二月二十四日
外 土曜日

盲学校、ろう学校又は養護学校の助教諭免許狀の授与を受けることができる。

一、高等学校を卒業した者

二、大学入学に關し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有するものと認められた者

第二條 次の各号の一に該当する者は、鳥取縣教育委員會、私立学校については鳥取縣知事、(以下「授与権者」という)の適當と認められた教科に關し高等学校助教諭免許狀の授与を受けることができる。

一、幼稚園、小学校教員の普通免許狀又は中学校の教員の仮免許狀を有する者又はその授与を受けることのできる者

二、幼稚園、小学校又は中学校の教員の助教諭免許狀を有する者又はその授与を受けることのできる者で、その資格受領後更に通常の課程による二年以上の学

校教育を修了したるもの。但し、授与権者の指定した各種学校における修業の年数は通算することができる。

三、高等学校を卒業した者又は高等専修校を卒業した者と同等以上の学力であると認められた者で特殊の技能を有する者

第三條 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状若しくは仮免許状を有する者は、授与権者の適当と認められた教科についてそれらの学校の助教諭免許状の授与を受けることができる。

第二章 免許状の教科

第四條 施行法第二條第一項の下欄に掲げる中学校又は高等学校の教員の免許状に関する教育職員免許法(以下「免許法」という。)第四條第六項に掲げる教科については、教育職員免許法施行規則(以下「施行規則」という。)第三條の規定に従い次のように定める。

第一欄 第二欄 第三欄
施行法第二條 第一項上欄に掲げるもの
中学校教員免許状の場合
高等学校教員免許状の場合

第一号 その教科について成績良好なる旨の出身学校長又は所轄庁の証明ある教科

その学校において修めた学
科目に相当する
実業に関する
教科

第二号 第一号に同じ

第二欄に同じ

第三号 第一号に同じ
その専攻した学科目に相当する教科又はそれに類する教科で、その教科について成績良好なる旨の出身学校長又は所轄庁の証明ある教科

第二欄に同じ

第四号 第一号に同じ

第二欄に同じ

第五号 第四号に同じ

第二欄に同じ

第六号 第四号に同じ
受権者の教員としての本職年数のうち、相当期間教授を担任した教科について成績良好なる旨の所轄庁の証明のある教科

第二欄に同じ

第七号 第四号に同じ

第二欄に同じ

第九号 第四号に同じ

第二欄に同じ

- 第十号 第九号に同じ
- 第十二号 第四号に同じ
- 第十三号 学位請求論文に關係ある教科
- 第十四号 第四号に同じ
- 第十五号 第四号に同じ
- 第十六号 第九号に同じ
- 第十七号 第一号に同じ
- 第十八号 第四号に同じ
- 第十九号 第四号に同じ
- 第二十号 工業

第三十四号 その教科に関する教育成績が(学校教育法施行規則第二百二号のみのみ)良好である旨の所轄庁の証明

2 前項第二号第三欄に掲げる実業に関する教科とは農業、工業、商業、水産、職業指導及び家庭とする。

3 第一項第二欄に定める教科については成績良好である旨の出身学校長の証明又は成績証明書をもつて行うものとする。

第三章 出願手続

(出願手続)

第五條 免許法第五條第一項本文の規定により免許状の授与を受けようとする者(免許法別表第一第二及び第三による場合)は、教育職員免許状授与申請書(第一号様式)に次の書類を添えて願出なければならぬ。

- 一、履歴書(第三号様式)
- 二、授与の基礎資格に関する大学の卒業証明書又は教育職員免許状の寫又は看護婦若しくは保健婦の免許状の寫
- 三、「実務成績証明書」(第七号様式)を必要とするものにあつてはその証明書
- 四、大学若しくは養護教諭養成機関において修得した単位証明書(第五号様式)
- 五、身体に関する証明(以下「身体検査書」(第九号様式)とす。)
- 六、誓約書(第四号様式)

2 前項に規定する教育職員免許状授与申請者は、免許状

00667

の種類毎に提出しなければならない。

第六條 免許法第六條第一項の規定により、教育職員檢定を受けようとする者(免許法別表第四、第五、第六及び第七による場合)は、教育職員檢定願(第二号様式)に次の書類を添えて願ひ出なければならない。

- 一、履歷書(第三号様式)
 - 二、人物に関する証明書(第六号様式)
 - 三、受験資格に関する学校の卒業証明書又は教育職員免許状若しくは看護婦免許状の寫
 - 四、実務成績証明書を必要とするものにあつてはその証明書(第七号様式)
 - 五、單位修得を必要とするものにあつてはその証明書(第五号様式)
 - 六、身体検査書(第九号様式)
 - 七、誓約書(第四号様式)
- 第七條 施行法第二條の規定により、教育職員檢定を受けようとする者は、檢定願(第二号様式)に次の書類を添えて願ひ出なければならない。

- 一、履歷書(第三号様式)
- 二、人物に関する証明書(第六号様式)
- 三、受験資格に関する次の証明のうちそれぞれ該当するもの
 - イ、学校の卒業(学士の称号を有する者はその証明書)若しくは修了証明書
 - ロ、教員免許状の寫
 - ハ、學位証明書
 - ニ、看護婦免許状の寫
 - ホ、第九号、第十号、第十六号、第十八号、第十九号、第二十五号(イ)又は第三十一号(イ)にあつては在職又は在職した旨の証明書
- 四、第一項に掲げる教科に関する証明を添えること。
- 五、各号上欄に掲げる学校の成績証明書又は講習單位

00668

修了証明書(第五号様式)

- 六、身体検査書(第九号様式)
 - 七、誓約書(第四号様式)
- 前項に規定する檢定願は免許状の種類毎に提出しなければならない。
- 第八條 施行法第一條第一項により二級普通免許状、仮免許状又は臨時免許状を有するとみなされた者が施行法第七條の規定により教育職員檢定を受けようとするときは、檢定願(第二号様式)に次の書類を添えて願ひ出なければならない。
- 一、履歷書(第三号様式)
 - 二、人物に関する証明書(第六号様式)
 - 三、教員免許状の寫
 - 四、講習單位修了証明書(第五号様式)
 - 五、教科に関する証明を必要とするものにあつてはその証明書(第十四号様式)
 - 六、実務成績証明書(第七号様式)
 - 七、身体検査書(第九号様式)

八、誓約書(第四号様式)

- 施行法第二條により、二級普通免許状又は仮免許状若しくは臨時免許状の授与を受けることのできる者が、第七條によりそれぞれ一級普通免許状又は二級普通免許状若しくは仮免許状の授与を受けようとするときは、講習單位修了証明書(第五号様式)を添えて前條により願ひ出なければならない。
- 第九條 施行法第二條第一項各号の上欄に該当する者が、下欄に掲げる免許状の一を有し、同欄に掲げる他の免許状の授与を受けるため教育職員檢定を願ひ出るときは、檢定願(第二号様式)に次の書類を添えなければならない。
- 一、履歷書(第三号様式)
 - 二、人物に関する証明書(第六号様式)
 - 三、所有する免許状の寫
 - 四、学業成績証明書
 - 五、第三條により教科に関する証明の必要なものにあつてはその証明書(第十四号様式)

00669

第十條 免許法第九條第二項により仮免許状を更新するため、教育職員検定を受けようとする者は検定願(第二号様式)に次の書類を添えて願ひ出なければならぬ。

- 一、所有する免許状
 - 二、人物に関する証明書(第六号様式)
 - 三、実務成績証明書(第七号様式)
 - 四、身体検査書(第九号様式)
- (特殊教科の免許状の出願手続)

第十一條 免許法施行規則第五十一條により特殊教科の免許状の授与を受けようとする者は、申請書(第一号様式)に次の書類を添えて願ひ出なければならぬ。

- 一、履歴書(第三号様式)
- 二、人物に関する証明書(第六号様式)
- 三、卒業証明書
- 四、成績証明書
- 五、誓約書(第四号様式)
- 六、身体検査書(第九号様式)

2 特殊教科に関する教育職員検定を受けようとする者は、検定願(第二号様式)に左の書類を添えて願ひ出なければならぬ。

- 一、履歴書(第三号様式)
- 二、卒業証明書のある者はその証明書
- 三、特殊教科に関する免証を有する者はその証明書
- 四、実務成績証明書の必要のものにあつてはその証明書(第七号様式)

五、誓約書(第四号様式)

六、身体検査書(第九号様式)

(臨時免許状の出願手続)

第十二條 臨時免許状の授与を受けようとする者は、臨時免許状授与申請書(第十号様式)に次の書類を添えて願ひ出なければならぬ。

- 一、履歴書(第三号様式)
- 二、卒業証明書
- 三、実務成績証明書又は技術証明書を必要とするものにあつてはその証明書(第七号様式)

00670

四、勤務しようとする学校の校長より提出する臨時免許状下附願(第十一号様式)

- 五、身体検査書(第九号様式)
- 六、誓約書(第四号様式)

2 前項の規定に拘らず第三條により臨時免許状の授与を受けようとする者は、臨時免許状授与申請書(第十四号様式)に次の書類を添えて願ひ出なければならぬ。

- 一、所有する免許状の寫
- 二、教科に関する証明書(第十四号様式)
- 三、勤務しようとする学校の校長より提出する臨時免許状下附願(第十一号様式)

(書換又は再交付)

第十三條 免許状を有する者が、その氏名又は本籍地を變更し、免許状の書換を受けようとするときは、書換申請書(第十二号様式)に旧免許状を添えて願ひ出なければならぬ。

第十四條 施行法第一條第一項各号の上欄に掲げる免許状を有する者が、それぞれ下欄に掲げる免許状の交付

を受けようとするときは、再交付申請書(第十二号様式)に旧免許状の寫しを添えて願ひ出なければならぬ。

2 前項の規定に拘らず、施行法施行規則第二條により国民学校本科教員免許状又は国民学校准教員免許状を有する者が、中学校の教員の二級普通免許状又は臨時免許状の交付を受けようとするときは、再交付申請書に次の書類を添えて願ひ出なければならぬ。

- 一、教員免許状の寫
 - 二、受けようとする教科についての成績良好である旨の所轄庁(第十四号様式)又は出身学校長の証明書
- 第十五條 免許状を破損し若しくは紛失し、再交付を受けようとするときは、再交付申請書にその事由を証明するものを添えて申請しなければならぬ。

(原簿)

第十六條 免許状の原簿の様式は別に定める。

第四章 雜則

(手数料)

第十七條 教育職員免許法施行令により、免許状の授与

00671

又は教育職員検定を受けようとする者は、申請書又は検定願にそれぞれ免許状の種類に応じて次に定める金額を現金で納入しなければならない。

普通免許状 一件につき 二百円

仮免許状 同 二百円

臨時免許状 同 五十円

2 免許状の書換又は再交付を受けようとする者は、申請書に五十円を添えて納入しなければならない。

(臨時免許状の様式)

第十八條 臨時免許状の様式は第十五号様式とする。

(講習単位修了証明書)

第十九條 授与権者の主催する免許法認定講習会において単位を修得した者には別に定めるところに従つて、講習単位修了証明書を交付する。

(実務成績証明書)

第二十條 免許状の授与又は教育職員検定を受けるために、実務成績証明書を所轄庁に申請するときは、実務成績証明願(第八号様式)に所屬長の副申を添えて願

い出なければならない。

2 前項に定める校長の副申は、授与権者の指定する調査表により行わなければならない。

3 第一項により発行する実務成績証明書は第九号様式とする。

(教科に関する証明書)

第二十一條 教育職員検定又は免許状の再交付を受けるために、教科に関する証明書を所轄庁に申請するときは、教科認定願(第十三号様式)に校長の副申を添えて提出しなければならない。

2 前項により発行する教科証明書は第四号様式とする。

(身体検査書)

第二十二條 免許法第七條の規定による身体に関する証明書は、学校医又は保健所の発行する身体検査書に基づいて発行するものとする。

(授与の場合の公告)

第二十三條 免許法第八條第一項の規定により免許状を授与したときは、次の事項を縣公報に公告する。

00672

一、授与年月日

二、免許状の種類

三、授与を受けた者の氏名

四、本籍地

附則

1 この規則は公布の日から施行し、昭和二十四年九月一日から適用する。

2 第二條の規定にかかわらず次の各号の一に該当する者は、自分の問授与権者の適当と認めた教科について高等学校助教諭免許状を受けることができる。

一、小学校又は中学校の教員の臨時免許状を有する者又はその授与を受けることのできる者で高等学校

(施行法施行規則第四條に規定する相当学校を含む)の教員として五年以上授業を担任し、その成績優良と認められるもの。

二、小学校又は中学校の教員の臨時免許状を有する者又はその授与を受けることのできる者が高等学校(施行法施行規則第四條に規定する相当学校を含む)の

実習を担任する教員として三年以上授業を担任し、その成績優良と認められるもの。

3 第二十條第二項の規定にかかわらず、この規則施行の日以後における勤務について調査表によることができなない場合は、他の適当な資料によることができる。

4 第二條第二項但書の規定にかかわらず、此の規則施行の際、現に高等学校の教員の職にある者の各種学校における在学年数は通算することができる。

第一号様式

教育職員免許状授与申請書

本籍地

現住所

氏名(ふりがな)

年月日

教科

免許状種類

私は頭書の免許状の授与を受けたいので規定の書類を添えて申請致します。

昭和 年 月 日

氏名

印

00673

鳥取縣 (教育委員会) 殿

第二号様式

教育職員検定願

本籍地

現住所

氏名 (ふりがな)

年月 日生

免許状種類

教科

私は左の規定によつて頭書の検定を受けたので關係書類を添えて出願致します

(一) 教育職員免許法第六條第二項別表第 号

(二) 同法施行法第二條第一項第 号及同第七條第一項第 号

昭和 年 月 日

氏名

鳥取縣 (教育委員会) 殿

第二号様式

履 歴 書

本籍地

現住所

氏名

年月 日生

学 業

一、年月日 何々学校第何学年入学 (編入) (修業年限何年)

一、年月日 何々学校第何学年修了

一、年月日 何々主催何々講習会に於て何々科 (何時間) 何単位修得免許状

一、年月日 何々免許状を受く (番号) (教科) 官 衙

業 務

一、年月日 何々学校教諭を命ぜらる 官 衙

一、年月日 何々のため何々学校退職 官 衙

賞 罰

一、年月日 何々により何々賞罰をうく 官 衙

一、年月日 何事由により何と改氏名等 右の通り相違ありません

00674

年 月 日

氏名

印

記載によつて

一、用紙は半紙大とし二つ折とすること

二、各項とも年月日順に記載すること

三、学業によつて

1、小学校の入学より記載すること

2、その学校の修業年限を記載すること

3、学校の名称には官公私立、甲種、乙種及その他の種別を記載すること

4、入学、退学、休学、轉校、卒業、修了 (休学、退学にはその事由) によつて

5、大学、高専、実業学校等にあつては部科名を記すこと

6、講習は主催者、講習名科目時間数、修得單位数を記すること

四、免許状については所持する免許状の種類、番号、官衙を記すること

五、業務については

1、就職、轉職、休職、退職 (休職、退職はその事由) によつて記すこと

2、営業名、従業名、轉廢業、業務内容 (実地経験) により出願するもの

3、給与に関する事項は記入に及ばな

六、賞罰については賞罰の事項、理由、官衙

第四号様式

誓 約 書

私は教育職員免許法第五條第一項第三号より第六号までに該当しないことを確認致します

昭和 年 月 日

氏名

鳥取縣 (教育委員会) 殿

第五号様式

單位修得証別書

本籍

氏 名

右の者は左記科目の単位を修得したことを証明する

科目	単位
人文科学関係	()
自然科学関係	
社会科学関係	
内日本国憲法	
小計	
一般教養	
専門科目	
教科に関するもの	小計
教職に関するもの	小計
特殊教育に関するもの	小計
養護に関するもの	小計

年月日生

現住所

氏名

年月日生

観察の区分

観察の内容

8 7 6 5 4 3 2 1
 思 性 指 研 社 長 短 所
 格 導 究 会 所 所 他
 想 力 心 性 所 所 他

右証明する

年月日

(鳥取縣教育委員会) 印

第六号様式

註 科目の欄には免許法施行規則第二條から第十三條までに規定された科目名を記すこと

人物に関する証明書

本籍

記載注意
 一、私心をまじえず観察したものであること
 二、抽象的記述を避け、具体的に事実を記載すること

第七号様式

実務に関する証明書

本籍

現住所

職名

年月日生

右の者は(学校、官公庁、その他)において(教育職員、教育事務に関する職員その他)として(何年何月から)何年何月まで(何年何ヶ月間(良好な成績で勤務した)実地の経験を有し技術優秀である)ことを証明す

年月日

鳥取縣(教育委員会) 印

第八号様式

実務成績証明願

本籍地

現住所

職氏名

年月日生

私は教育職員免許状の授与検定を受けたので関係書類を添えて実務成績証明書の下附をお願い致します。

年月日

氏

名印

鳥取縣(教育委員会) 殿
 記載について

- 一、関係書類とは次のものである
- (1) 履歴書
- (2) 在職証明書
- (3) 所属長の副申
- 二、所属長の副申は左の例により記載すること

現在勤務先	職名	氏名	勤務先							
			年度	年度	年度	年度	年度			
和昭										
年度										
年度										
年度										
年度										
年度										
年度										

担任学年、教科、事務内容等

勤務状況
その他

所属長の
意見

備考

- 一、第一項関係書類のうち
出願の際教育職員として縣内に在職し免許状の授与
又は検定出願と同時に
出願する場合は(2)を非現
業者は(3)を欠くことが出来る
- 二、この証明願を免許状の授与又は検定出願と同時に
出願する場合履歴書は一通でよい
- 三、所属長の副申は次の事項により記載すること
勤務状況その他について
- 1、勤務状況
- 2、研修又は資質向上の実績
- 3、指導及教化等の実績
- 四、在職証明書は次の事項により記載すること
- 1、在職期間
- 2、職名及び職務内容

3、その他

第九号様式

身体に関する証明書

本籍

氏名

年月日生

一、身長

二、胸囲

三、体重

kg cm cm

四、視力 左右

五、色神

六、聴力 左右

矯正 左右

七、疾病異常

八、栄養状態 甲 乙 丙 丁

右証明する

年月日

住所 医師 名 印

第十号様式

臨時免許状授与申請書

本籍地

現住所

氏名(ふりがな)

年月日生

免許状種類

教科

私は頭書の免許状の授与を受けたいので規定の書類を添えて申請致します。

昭和 年 月 日

氏名

名 印

鳥取縣(教育委員会) 殿

第十一号様式

臨時免許状下附願

氏名

名

右の者を本校 助教諭として採用したいので
助教諭免許状の下附をお願致します。

昭和 年 月 日

学校長氏名

印

鳥取縣(教育委員会) 殿

第十二号様式

教育職員免許状(書換) 申請書

本籍地

現住所

氏名(ふりがな)

年月日生

私は 爲左記の免許状の(書換)を願います
ので関係書類を添えて申請致します。

番号 授与年月日

免許状の種類

教科

備考

一、身上異動

昭和 年 月 日

氏名

名 印

鳥取縣(教育委員会) 殿

第十三号様式

教科 認定 願

氏名

名

教科

私は教育職員免許状(検定出願)(授与申請)のため頭書の教科について認定を願いたいので関係書類を添えてお願い致します。

昭和 年 月 日

氏

名 印

鳥取縣(教育委員会)殿
(知事)殿

第十四号様式

教科認定書

氏

名

年 月 日生

右の者は教育職員免許状(授与申請)(検定出願)に關し左記の教科について成績優良であることを認定する。

年 月 日

鳥取縣教育委員会
鳥取縣知事

第十五号様式

助教諭免許状

氏

名

年 月 日生

右の者に免許法第五條第三項の定めるところにより(左記の教科について)助教諭免許状を授与する。

年 月 日

第 号

鳥取縣教育委員会
鳥取縣知事

昭和二十四年十二月二十四日印刷
昭和二十四年十二月二十四日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

発 行 所

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

印

刷

所